

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和6年1月31日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	比 与 森 光 俊

記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

建設課、建設課香北分室、建設課物部分室
（令和4年度及び5年度）

4 監査の実施場所・日程

監査委員事務局、香北支所、物部支所
令和6年1月9日（火）～11日（木）、25日（木）、26日（金）、30日（火）

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

また、事務処理の手続きが、法律及び政省令のほか、訓練、通達等（条例、規則等含む）にしたがって適正に行われているかに留意した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

- (1) 都市計画道路新設改良事業の工事請負契約変更契約書において、契約期間の記載誤りが1件、変更回数に記載誤りが1件あった。また、道路維持管理業務委託事業の契約書において、契約日が契約締結日の決裁日前の日付になっているものが1件あった。
(建設課)
林道災害復旧工事において、検査調書の完成年月日の記載誤りが1件、成果品引渡書の年月日の記載抜かりが1件あった。(物部分室)
単純な記載誤りなどは合議中に発見できたものである。課内で内容を十分に確認するなど、適正な事務処理に努めてください。
- (2) 道路維持管理委託業務に伴う保険の契約において、市長決裁がないものがあった。
(香北分室、物部分室)
建設用資材の購入において、施行何がなく、随意契約とした理由が明確にされていないものがあった。(共通)
契約を行う場合は、施工何を作成するなど契約規則及び管財課の示す手順に従い適正に処理してください。
- (3) 災害復旧工事において、支出負担行為書を紛失しているものがあった。(香北分室)
文書事務取扱規程に基づき、適切な文書の保管を行ってください。

8 監査の意見

- (1) 道路維持管理委託業務において、検査写真の撮影場所が施行前後で異なっており、比較が困難なものがあった。また、施工前後の写真で違いが判然としないものがあった。
検査写真は、検査対象が明確に確認できるように撮影してください。(共通)
- (2) 道路維持管理委託業務において、地区が保険期間外に作業を実施していた。時期については、保険期間内に実施するよう指導してください。(香北支所)
- (3) 分担金の徴収を必要とする事業において、分担金の賦課期日が分担金徴収条例の規定と異なった運用をしているものがあった。
実態と合わなくなった条例については、速やかに改正をされてはどうか。(共通)